

2026年度4月版

日本財団ZEN大学奨学金 募集要項

[応募に関する確認事項・同意事項](#) / [応募から授業料等免除や還付までの流れ](#) / [応募資格・適用条件](#)
[奨学生資格の取り消しについて](#) / [奨学金額・支援方法](#) / [採用候補者数](#) /
[2026年4月入学\(予定\)者の募集詳細](#) / [2025年4月・10月入学者の募集詳細](#) /
[提出書類 \(応募・選考・正式採用に関する不備の例\)](#) / [よくある質問](#) / [お問い合わせ窓口](#)

📌 本制度の概要・目的

「日本財団ZEN大学奨学金(以下、本奨学金)」は、学ぶ意欲がある学生が、経済的・地理的な理由などで大学進学を諦めることのないよう年間授業料(38万円)を全額免除する制度※です。ZEN大学((以下、本学)では、本奨学金により、高等教育の間口を広げ、学びの意欲ある人の機会を増やすことを目的としています。

※入学初年度は、入学検定料(3万円)および入学金(3万6千円)も全額免除となります。

※本奨学金による免除以前に、すでに免除となっている場合はその限りではありません。



日本財団によるサポート

本学では、高等教育の間口を広げ、学びの意欲のある人の機会を増やしたいという考えから、日本財団の支援により、多様な学生の学びを支援する奨学金・奨励金の提供を予定しています。

応募に関する確認事項・同意事項

以下の内容をしっかり確認し、
学生ご本人が必ずご応募ください。

その他の奨学金との併用に関して

本奨学金に採用された場合、その他団体による奨学金との併用について、本学では制限はございません。
その他奨学金に応募する場合は、各団体が発行する要項で併用可否を自身でご確認ください。
なお、本学で申込み可能なその他奨学金

申込み〇

- [ZEN大学独自の奨学金\(特待奨学生支援制度等\)](#)
- [高等教育の修学支援新制度](#)
(授業料等減免・JASSO給付型奨学金)
- [JASSO貸与型奨学金\(第一種・第二種\)](#)

- 本奨学金に採用されると、授業料等(入学検定料・入学金・年間授業料)が免除になります。
- 本奨学金と高等教育の修学支援新制度の「授業料等減免」は併用できませんが、並行して申込みは可能です。
両方採用された際は、「授業料等減免」は本奨学金を優先採用とします。
- 2026年4月入学生より、高等教育の修学支援新制度の利用により入学金・授業料の減免見込額をあらかじめ入学手続き中は免除する【入学金・授業料納入猶予】が開始されました。希望者は以下リンクをご確認ください。
◇ [本学公式Webサイト「外部の奨学金・教育ローン」](#)

応募・辞退に関して

本奨学金含め本学独自の奨学金は、採用数が限られているため、適用条件に合致していても、不採用となることもございます。

本奨学金の応募および採用候補者となることは、本学への合格を約束するものではありません。

本学への出願・入学を辞退する場合、以下の対応をお願いします。

- [学生募集要項](#)(2026年度4月入学生用)の所定の方法にて、本学出願・入学辞退の手続き
- 本奨学金の辞退手続き([奨学金辞退申請フォーム](#))

本奨学金のみ辞退する場合(選考中・選考結果が出た後)は、[本奨学金の辞退手続き](#)のみ行ってください。

個人情報保護方針

本学は個人情報保護の重要性を鑑み、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、本学の公式Webサイトに掲載している個人情報保護方針(詳細は、[公式Webサイト](#)を参照)に基づいて個人情報の保護に努めます。

本奨学金の応募フォーム(以下、応募フォーム)にて入力いただいた情報は、奨学金選考のために利用します。また、選考後の事後フォローのために利用することがあります。また、個人が特定されないよう統計処理した個人情報を調査等の資料として利用することがあります。予めご了承ください。

応募内容について

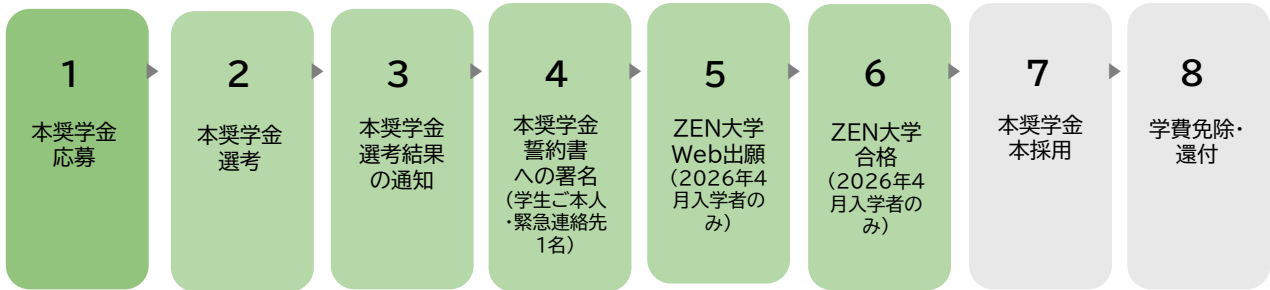
ご提出いただいた応募書類はどのような事情があっても返却いたしません。

応募内容・書類に不備がある場合、選考の対象外となります。また、応募内容に虚偽があることが判明した場合、大学内での審議を経て採用候補者・奨学生資格が取り消されることとなります。

応募者の学修状況の照会について(2025年度4月・10月入学生のみ)

応募者の2025年度の本学成績やレポート提出状況等を確認し、参考とさせていただく場合があります。予めご了承ください。

応募から授業料等免除もしくは還付までの流れ



- 2026年4月入学(予定)者が応募と同時に大学Web出願手続きをされる場合は2～6の順序が前後する場合があります。採用の時期により、免除または還付となります。奨学金採用の可否を確認した後で、大学のWeb出願を希望される方は、1次募集での応募をお願いします。
- 誓約書への署名は、学生ご本人と緊急連絡先(生計維持者)1名に対応いただく必要があります
- 2026年度4月入学者・入学予定者 ▶ 詳細は[こちら](#)をご覧ください
- 2025年度4月・10月入学者 ▶ 詳細は[こちら](#)をご覧ください

応募資格・適用条件

以下の1～4の条件に全て該当する者
ただし採用数に限りがあり、応募資格・適応条件に
合致していても採用とならないことはございます

1. [ZEN大学学生募集要項](#)(2026年4月入学)に記載の入学資格を満たす者、または2025年度(4月生・10月生)本学正科生の学籍を有し、2026年度の在学を予定している者。
2. 日本国籍を有する者、特別永住者、または、出入国管理及び難民認定法の別表第二に規定される在留資格(永住者、定住者、日本人(永住者)の配偶者・子)を有する者。
3. 本学への入学を強く希望し、本学で学び、卒業する意欲のある者。
4. 生計維持者(学生の学費・生活費を支払う者)※の「令和7年度(令和6年中)の所得証明書」記載の収入・所得金額を合算した世帯収入が下記【別表】の者。
(複数種類の収入・所得がある場合、合算して総合的に判定します。)

※本奨学金における生計維持者とは
学生の学費・生活費を支払う者を指します。また、学生と同一世帯で同居している者は収入の有無に関わらず、生計維持者とみなされます。以下に該当する場合は、[提出書類のご案内](#)を確認の上、生計維持者として書類を提出してください。

- 同居の父母、祖父母(兄弟は、扶養に入っていない場合)
- 別居の祖父母、父母、兄弟(学生の学費・生活費を支援している場合)
- その他、同居の有無に関わらず学生の学費・生活費を支払う者

応募者の属する世帯の主たる生計維持者(父母など学生の学費・生活費を支払う者で収入の最も多い者)が、災害救助法適用地域において被災した場合、下記【別表】の収入・所得金額によらず、前項の1～3の条件を満たせば応募することができる。ただし、2024年4月1日から応募期間最終日までの被災に限る。

【別表】

生計維持者の 所得証明書に記載の金額が 給与・年金所得のみの場合	生計維持者の 所得証明書に記載の金額が 給与・年金所得以外のみの場合	生計維持者の 所得証明書に記載の金額が 給与・年金所得およびその他、 事業所得など複数の所得がある場合
給与・年金収入合算金額 (課税前) 700万円未満	その他、事業所得合算金額 700万円未満	左記を元に総合的に判断

奨学生資格の取り消しについて

下記の場合、大学内での審議を経て、採用候補者・本奨学生としての資格を取り消し、免除・還付されていた授業料等を返還いただくことになります。

- 正式採用の手続き中・採用後に応募フォームに入力いただいた情報・提出書類に虚偽の事実が発覚したとき
- 本学を途中で休学・退学・除籍されたとき
- 本奨学生として、以下の義務を履行しないとき
 - 卒業を目指し、単位取得・レポート提出等学修に励むこと
 - 奨学金により大学で得た学びをテーマとしたレポートを年度末に提出すること
- その他、本奨学生として不適当と認められたとき

奨学金額・支援方法

2026年度4月入学(予定)者

応募資格・適用条件を満たし、選考を通過・正式採用された者に対し、1人あたり2026年度授業料等(検定料・入学金・年間授業料)相当を以下の通り、免除もしくは還付します。

- **1次採用者:入学前に免除します** ※奨学金採用の可否を確認した後、大学のWeb出願を希望される方は1次募集での応募をお願いします
本奨学金採用時に検定料・入学金等納入済の場合は、入学後(～4月を目処)に還付します
採用された場合は、速やかにWeb出願を行ってください(出願後に免除手続きを実施します)
 - ※ 本奨学金の結果を待たずに出願・各費用の納入も可能です
 - ↳ 各出願期ごとに設けられた納入期日(学生募集要項p4参照)までに各費用を納入した場合は、所定の日程で合格発表/入学確定処理が行われます
 - ※ 本奨学金の結果(2026年1月7日)を以て、各費用の納入する場合(または奨学金による免除が実行される場合)、出願・入学手続きは、各費用の納入(または免除)が行われるまで進捗しません。
例:第1期に出願をしたが、各費用を納入せずに奨学金の結果を待つ場合、最大6期まで合格発表/入学確定処理が延期されます。ご了承ください。
 - ※ 入学手続きについて、入学金は延期なし・授業料の延期可能となります。
- **2次採用者:入学後に選考結果が出ます。採用された場合は入学後(7月を目途)に納入済の授業料等を還付します**

2025年度4月・10月入学者

応募申請資格・適用条件を満たし、選考を通過・正式採用された者に対し、1人あたり2026年度授業料を、進級前※に免除します。

※ 2025年10月入学者は、2026年10月～の授業料が対象となります

⚠ 本奨学生資格は、2026年度限りです

翌年度以降も本奨学生として学費免除が適応されるためには、**本奨学金に毎年応募し、選考を通過・正式採用される必要があります**。2027年度の募集については、2026年秋頃に公式Webサイト等で情報公開・応募受付を予定しています。

- 休学する場合は授業料が発生しないため、**授業料免除の対象外**とします。
(採用年度内の奨学生としての権利は有するままとなります)
- 休学費用(在籍管理料年間3万円、半期休学の場合は1万5千円)は免除対象外とします。
- 退学・除籍される場合、奨学金の返還を求めます。

採用候補者数

最大700名(予定)

※ 採用数が定められているため、応募書類による選考があります。
応募資格・適用条件のすべての条件を満たしている場合でも、採用候補者とならない場合があります。

2026年度4月入学(予定)者



※ 上記対象者向けの応募情報(スケジュールや応募フォーム等)ページです
※ 2025年度4月・10月入学者向けの応募情報は、P.6をご確認ください

2026年4月入学(予定)者用
応募フォーム

募集期間

	1次募集	2次募集
募集開始日	2025年10月1日(水)13:00	2025年12月16日(火)0:00
応募フォームの回答送信 締め切り	2025年12月15日(月)23:59まで	2026年4月15日(水)23:59まで

- ※ 奨学金採用の可否を確認した後で、大学のWeb出願を希望される方は、1次募集での応募をお願いします。
- ※ 1次募集で不採用になった場合、2次募集に再度応募する必要はありません。
自動的に2次募集の選考対象となります。
- 2次募集・選考を辞退される場合は、[奨学金辞退申請フォーム](#)のご提出をお願いします。
- ※ 提出日は選考に影響しません。

応募方法

1

応募に関する確認事項・同意事項および応募資格・適用条件の確認

本募集要項の「応募に関する確認事項・同意事項」「応募資格・適用条件」の項目をご確認ください。

2

応募に必要な情報・書類の収集

応募書類のご案内(P.7～8)で必要な書類をご確認ください。
[応募フォーム](#)も併せてご活用ください。※電子応募のみの取り扱いとなります。

3

応募フォームに入力・応募 学生ご本人が必ずご応募ください

[応募フォーム](#)を送信すると回答のコピーが応募者アドレスに送信されます。
受信されない場合は、応募ができていません。再度、応募をお願いします。
※事務局よりお申込み完了の個別の確認・連絡は、実施しておりません。ご了承ください。
※応募の可否についてのお問い合わせについて、個別にはご回答できかねます。

採用候補者の決定

応募書類内容に基づいた収入・所得金額・志望理由等により選考を行い、採用候補者を決定します。

選考結果通知

<通知予定>

第一次選考結果通知: 2026年1月7日(予定)
第二次選考結果通知: 2026年5月19日(予定)

選考結果は、結果に関わらず応募者全員(生計維持者・緊急連絡先含む)に案内します。案内は応募フォームに記載されたメールアドレス宛に送付します。

採用候補者が正式採用されるための条件

採用候補者に決定後、本奨学生として正式採用されるためには、以下1～2の条件を満たす必要があります。なお、詳細については、選考結果通知をご参照ください。

- 1 奨学金の選考結果通知の手順に従い、定めた期間に奨学金誓約書への署名を完了すること。
2. 2026年度4月入学のためにWeb出願をし、入学が確定されること。

授業料等免除または納入済みの授業料還付手続き

1次募集で採用の場合は、上記1の手続きおよびWeb出願が完了した後に免除手続きを行います。
奨学金により授業料等免除の可否が判明してからWeb出願を希望されていた方は、速やかに奨学金誓約書の署名やWeb出願等の手続きを進めてください。

2次募集で採用の場合は、納入済の授業料等の還付手続きを行います。
諸手続きについては、選考結果通知時の案内をご確認ください。

2025年度4月・10月入学者



※上記対象者向けの応募情報(スケジュールや応募フォーム等)ページです
※2026年度4月入学者・入学予定者向けの応募情報は、P.5をご確認ください

2025年4月・10月入学生用
応募フォーム
※募集開始は2025年10月15日(水)からとなります

募集期間

募集開始日	2025年10月15日(水)13:00
応募フォームへの回答送信締め切り	2025年12月1日(月)23:59まで

※応募後に選考を辞退される場合は、[奨学金辞退申請フォーム](#)のご提出をお願いします。
※提出日は選考に影響しません。

応募方法

1

応募に関する確認事項・同意事項および応募資格・適用条件の確認

本募集要項の「応募に関する確認事項・同意事項」「応募資格・適用条件」の項目をご確認ください。

2

応募に必要な情報・書類の収集

応募書類のご案内(P.7~8)で必要な書類をご確認ください。
[応募フォーム](#)も併せてご活用ください。※電子応募のみの取り扱いとなります。

3

応募フォームに入力・応募 学生ご本人が必ずご応募ください

[応募フォーム](#)を送信すると回答のコピーが応募者アドレスに送信されます。
受信されない場合は、応募ができていません。再度、応募をお願いします。
※事務局よりお申込み完了の個別の確認・連絡は、実施しておりません。ご了承ください。
※応募の可否についてのお問い合わせについて、個別にはご回答できかねます。

採用候補者の決定

応募書類内容に基づいた収入・所得金額・志望理由等により選考を行い、採用候補者を決定します。
※応募者の2025年度の本学成績やレポート提出状況等を確認し、参考とさせていただく場合があります。

選考結果通知

<通知予定>
選考結果通知: 2026年1月28日(水)(予定)

選考結果は、結果に関わらず応募者全員(生計維持者・緊急連絡先含む)に案内します。
案内は応募フォームに記載されたメールアドレス宛に送付します。

採用候補者が正式採用されるための条件

採用候補者に決定後、本奨学生として正式採用されるためには、以下1~2の条件を満たす必要があります。
なお、詳細については、選考結果通知をご参照ください。

1. 本奨学金の選考結果通知の手順に従い、定めた期間に奨学金誓約書への署名を完了すること。
2. 2025年度(4月生・10月生)本学正科生の学籍を有し、2026年度の在学が確定すること。

授業料の免除手続き

上記1の手続きが完了した後に、授業料の免除手続きを行います。
奨学金誓約書の署名等の手続きは、速やかに進めてください。

提出書類のご案内

本奨学金応募時には必要書類の提出が必要です。応募者の状況によって提出書類が異なるため、以下必ず確認いただき必要書類を応募フォームから電子データでご提出ください。原本の提出は不要です。

なお、全ての提出書類の注意事項は以下の通りです。

- 発行3カ月以内のもの
- マイナンバーの記載がないもの(マイナンバーが記載された書類は破棄させていただきます)
- その他、選考委員会が必要と判断した場合、追加で事実関係を確認できる書類を求めることがあります

「提出書類のご案内」に記載のある内容について、不足や不備が認められた場合、書類不備で選考の対象外となりますのでご注意ください。

全員提出が必要な書類

下記のいずれか1点(2024年中のもの) ※名称は自治体により異なる場合があります

●課税証明書 ●非課税証明書 ●住民税証明書 ●課税台帳記載事項証明書

※ 生計維持者全員分を提出(生計維持者の説明は[こちら](#))

※ 提出書類に収入・所得の種類(内訳)と金額の明記が必要

※ 次の書類は受付不可

市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書／源泉徴収票／マイナポータルで取得する「わたしの情報」

※ 無職・無収入の場合は、総所得0と記載された非課税証明書の提出が必要

※ 母子父子家庭で寡婦控除やひとり親控除の適用を受けている場合は、適用が明記されたものを提出

※ 再婚相手(内縁関係含む)がいる場合は、再婚相手と応募者本人との養子縁組の有無を問わず、再婚相手も同一家計とみなし生計維持者とするため、書類の提出が必要(その他、認知者も同様に生計維持者とみなすことがある)

※ 父母共にいない場合、応募フォーム記載の法定後継人とその配偶者の所得証明書を提出

2024年中の収入を 証明する書類

● 住民票

下記につき、該当するものは全て提出

・同居する生計を一つにする家族全員が記載されたもの

・(任意)本人の父母いずれかのもの(本人が父母共に別居している場合)

・(任意)生計維持者の子のもの(子が別居している場合)

生計維持者が父母(ひとり親世帯含む)の場合は父母の子のもののみ、

生計維持者が父母以外の場合は、主な生計維持者の子のもののみを

提出ください

※生計維持者が本人の場合は、提出不要です

本人および家族全員の 住民票

※本籍・続柄が記載されているもの(省略とあるものは不可)

※在留資格を有する場合は、「在留資格」「在留期間等の満了の日」が省略されていないもの(通称で応募する場合は、通称も省略されていないもの)

提出書類のご案内(つづき)

対象者のみ提出が必要な書類

給与収入以外の所得
(営業・事業・不動産所得等)
がある場合

下記のうち該当する書類

●令和6年分の源泉徴収票

●令和6年分の確定申告書(第1表・第2表)の控え

※ アルバイトやパート勤務などで、非課税の範囲で収入があり、収入金額が所得証明書に記載されない場合、上記どちらかの提出が必要

※ 児童手当や障害年金、遺族年金等の非課税収入についての証明書類は不要

※ 配当所得がある方で、確定申告をしていない場合は提出不要

海外赴任による収入が
ある場合

●2024年度中の総収入を証明する書類

※ 2024年度中に父母が単身赴任による海外勤務で日本の所得証明書が取れない場合は、現地給与と内地給与それぞれについて2024年度中の総収入を証明する書類(控除前の収入金額を記載、英語又は日本語訳添付)を提出

参考) 生計維持者が海外在住で就労している場合の提出書類例

- ・ 在住国の住民票や運転免許証等(氏名や住所が確認できる公的書類)
- ・ 在住国発行の該当年分のIncome StatementやTAX RETURN

生活保護を受けている
場合

下記のうち提出可能な書類

●生活保護受給額決定通知書

●毎月の保護額の分かる書類

ひとり親世帯の場合

●戸籍謄本(全部事項証明)

※ 家計を一つにしている親(母か父)の書類のみ提出

※ 複数枚となる場合は、全ページを提出(証明書発行番号等の一致を確認)

※ 生計維持者が1名の場合(例:父母が離婚、死別等)は、生計維持者および応募者本人の事項が記載されたものを提出(生計維持者が本人のみで1名の場合は、提出不要)

※ 生計維持者および学生本人の戸籍が分離されている場合は、それぞれの提出が必要

※ 離婚予定(離婚調停中、協議中等)はひとり親世帯として応募不可(父母2人分の書類提出が必要)

主たる家計支持者が災害
救助法適用地域において
被災している世帯に該当
する場合

●罹(り)災証明書(市区町村役場で発行)

※ 罹災状況の区分(全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊)が明記されているものを提出

※ 2024年4月1日から応募期間最終日までの被災に限る

応募・選考・正式採用に関する不備の例 ※必ずご確認ください

- 提出書類に添付誤りや情報に不足がある
例：世帯全員の住民票、生計維持者（主に親・収入のない方含めた）自治体発行の収入証明書、一部の方が提出必要な戸籍謄本等
- 提出書類（住民票、収入証明書、戸籍謄本 等）の画像が判読不可能である
- フォーム入力情報の不足や誤りがある
例：応募者や生計維持者のメールアドレス、緊急連絡先の氏名 等
- 学生ご本人以外の方（例：生計維持者の方）が学生の氏名にて、本奨学金へのご応募や正式採用の際に署名する同意書の学生欄に署名捺印している

お問い合わせ窓口



* 公式Webサイト画面左下にあるチャットボットから、よくある質問(FAQ)にお問い合わせができます。下記、問い合わせフォームからご照会の前に、次のページのよくある質問を併せてご確認くださいませと幸いです。

ZEN大学 奨学金事務局 ([公式Webサイト](#) | [学費・奨学金](#))

[問い合わせフォーム](#)よりお問い合わせください

- いただいたお問い合わせについて、順次、メールにて回答をお送りいたします。問い合わせ状況によって回答が遅れることがあります。ご了承ください。
- 奨学金選考についての個別のお問い合わせ（選考状況や不備の有無、採否の理由等）には、いかなる場合においても回答できかねます。申し訳ございませんが、選考結果のご連絡をお待ちいただきますようお願い申し上げます。

よくある質問

Q: 応募が完了しているかを確認してもらえますか

応募が完了している場合は、応募フォームに入力いただいた応募者の方のメールアドレス宛に回答のコピーが送信されています。回答のコピーが受信できていない場合は、迷惑メールボックスに入っていることがありますので、併せてご確認願います。回答のコピーが受信できていない場合は、応募受付が完了しておりません。再度、応募フォームより応募ください。

Q: 応募は学生、親、生計維持者など、誰から行えばよいですか

応募は、本学に入学・在学するご本人が行ってください。

Q: 本奨学金に採用されなかった時のために、日本学生支援機構(JASSO)に申し込んでおいたほうがよいですか

本奨学金は、日本学生支援機構を含む、その他団体による奨学金との並行したお申し込みや併給について、本学側では制限を設けておりません(詳細p2)。

ただし、日本財団ZEN大学奨学金は、選考があり、採用数が限られています。応募すれば必ず採用されるものではなく、応募資格・適用条件に合致していても不採用となることがございます。

日本学生支援機構含む本学独自の奨学金以外の奨学金に「申し込む・申し込まない」は、ご自身の判断によりご対応ください。

なお、日本学生支援機構(JASSO)の手続きについては入学日以降にご案内します。

Q: 学生と同居の祖父母の所得証明書は、提出が必要ですか

学生と同一世帯で同居している場合は、収入の有無に関わらず必要です(年金収入も収入とみなされます)

Q: 授業料など納入の必要はありますか、納入した場合いつ頃還付されますか

応募時期により、免除(納入不要)または一度納入いただいた授業料などを還付いたします

詳細は、本募集要項のp4 奨学金額・支援方法をご確認ください

Q: 第1期でWeb出願と本奨学金に1次募集で応募しましたが、奨学金の採否を確認するまで検定料や入学金は納入しなくても良いのでしょうか

1次募集の場合は、各出願期ごとに設けられた納入期日(学生募集要項p4参照)までに各費用を納入せずに奨学金の結果を待つことも可能です。その場合、本奨学金に採用され、正式採用手続きを以て行われる免除処理が行われた時点、または(不採用の場合)各費用が納入された時点まで、合格発表/入学確定処理が最大(出願期)6期まで自動で延期されます(ただし、手続き未完了のリマインドは通知されるのでご了承ください)。

出願期通りの所定の日程で合格発表/入学確定処理を行いたい場合は、定められた期日通りに各費用の納入をお願いします(本奨学金に採用された場合は、納入済の費用について還付します。2次募集の結果は2026年4月後となります。各費用の納入は期日通りのご対応をお願いいたします)。

Q: 学生の兄弟の所得証明書は、提出が必要ですか

以下の場合、提出が必要です。

- ・同居の有無に関わらず兄弟が学生の学費・生活費を負担している場合
 - ・兄弟が同居しており、学生と同一世帯かつ父母等の扶養に入っていない場合
- なお、学生と同居の兄弟が、父母等の扶養に入っている場合は提出不要です。

Q: 応募した後に提出内容に不備があったと気づいた場合は、どうしたらよいですか

応募内容に不備があった場合は、応募フォームより再度のご応募をお願いいたします。

Q: 応募フォームで提出した内容に不備があるか、確認してもらえますか

事務局よりお申込み完了の個別の確認・連絡は、実施しておりませんので、ご了承ください。

応募フォームにご記入いただいたメールアドレス宛に回答のコピーが送信されていますので、ご自身での確認をお願いします。